

労働災害遺族の生活実態に関する調査

— 結果報告書 —

労働省婦人少年局

は し が き

労働省婦人少年局では、労働者家族福祉向上の見地から、労働者家族の問題とその福祉対策について、かねてから調査研究、啓発活動をすすめてきたが、なかでも労働災害がその家族に及ぼす影響について、昭和44年以来調査を実施し、関係法令の改正にも資してきたところである。今回は47年中に労働災害により死亡した労働者の家族について生活の現状並びに夫の死亡による生活の変化の実態を明らかにするために実施した。

調査の実施にあたって、ご協力いただいた対象者をはじめ、関係機関の各位に厚くお礼申し上げます。

昭和50年3月

労働省婦人少年局

目

次

はしがき

調査の概要	1
調査結果の概要	2
調査結果	4

I 被災労働者（夫）について	4
1 夫が勤務していた事業所の規模・業種	4
2 死亡時の年齢	4

II 家庭の状況	5
1 家族について	5
(1) 妻の年齢	5
(2) 家族員数	5
(3) 就労者数	5
(4) 18才未満の子ども	6
(5) 学令前及び在学中の子ども	6
2 住居について	7
(1) 現在の住居	7
(2) 夫死亡後の住居移転状況と移転理由	7

III 妻の就労	8
1 現在の就労の有無	8
2 就労中の妻について	8
(1) 就労開始の時期と就労経路	8
(2) 就労の形態	9
(3) 月収額	9
(4) 子どもの保育	10
3 就労していない妻の不就労理由	11
4 資格・免許等の保有状況と活用状況	11

Ⅳ 家庭の経済	12
1 夫死亡当時の状況	12
(1) 財産所有状況	12
(2) 貯金と借金の額	12
2 夫死亡による一時的収入	13
(1) 一時的収入の総額	13
(2) 一時的収入の出処	13
イ 公的な給付	14
a 葬祭料	14
b 前払一時金	14
c 損害賠償金	15
ロ 退職金等	15
ハ 生命保険	16
(3) 現在までの使用状況	16
イ 使用額	16
ロ 使 途	17
ハ 満足度	17
3 夫死亡による影響	18
(1) 家 計	18
(2) 子どもの教育	18
4 現在の家計	20
(1) 月収額とその内訳	20
イ 労災遺族補償年金	21
ロ 労災就学援護費	21
(2) 現在の教育費	22
(3) 経済的面からみた生活状況	22
Ⅴ 妻の意識等	23
1 もめごと	23
2 困っていること、つらいこと	23
3 労働災害防止についての意見	24
4 要望事項	24

統計表目次

第 1 表	夫の勤務していた事業所の規模	4
第 2 表	夫の勤務していた事業所の業種	4
第 3 表	夫の死亡時の年齢	4
第 4 表	夫死亡時の妻の年齢	5
第 5 表	夫死亡時と現在の家族員数	5
第 6 表	夫死亡時と現在の就労者数	6
第 7 表	18才未満の子ども	6
第 8 表	学令前及び在学中の子ども	6
第 9 表	現在の住居	7
第 10 表	夫死亡後の住居移転状況	7
第 11 表	住居移転理由	7
第 12 表	夫死亡後夫の会社の社宅・寮を立ち退いた世帯	8
第 13 表	妻の就労の有無	8
第 14 表	妻の現在の仕事の就労開始時期	8
第 15 表	夫死亡後に就職した妻の就職経路	9
第 16 表	妻の就労の種類	9
第 17 表	妻の就労の形態とその月収額	10
第 18 表	子どもの保育	10
第 19 表	不就労の妻の就労希望の有無	11
第 20 表	就労希望の妻の不就労の理由	11
第 21 表	妻の資格・免許等の保有状況	11
第 22 表	妻の資格・免許等の種類と活用状況	12
第 23 表	夫死亡時の財産所有状況	12
第 24 表	夫死亡時の貯金額	12
第 25 表	夫死亡時の借金額	13
第 26 表	一時的収入の総額	13
第 27 表	一時的収入の出処	13
第 28 表	葬祭料の額	14
第 29 表	前払一時金の額	14
第 30 表	前払一時金を受けた理由	15
第 31 表	損害賠償金の額	15

第32表	退職金等の額	15
第33表	生命保険の額	16
第34表	一時的収入の使用状況	16
第35表	一時的収入の使途についての満足度	18
第36表	家計へ及ぼした影響の有無	18
第37表	夫死亡当時家計へ影響があつた家庭がきりぬけてきた方法	18
第38表	子どもの学校教育に及ぼした影響の有無	19
第39表	中学生に与えた影響	19
第40表	高校生に与えた影響	20
第41表	大学生に与えた影響	20
第42表	家庭の月収総額	20
第43表	月収の出处	21
第44表	遺族補償年金の額	21
第45表	労災就学援護費の受給状況	22
第46表	1カ月当たりの教育費	22
第47表	現在の生活状況	22
第48表	夫死亡当時と比較した現在の生活状況	23
第49表	金銭面でのもめごと	23
第50表	困りごとやつらいことの内容(夫死亡当時)	24
第51表	困りごとやつらいことの内容(現在)	24
第52表	労働災害防止についての妻の意見	24
第53表	要望事項	25
図	一時的収入の使途	17

付 録

調査票	29
労働者災害補償保険について	33
1 遺族補償給付	33
(1) 遺族補償年金	33
(2) 遺族補償年金の前払一時金	33
2 葬祭料	34
3 労災保険の給付と他の諸制度との関係	34

(1) 損害賠償との関係	34
(2) 自動車損害賠償保障法（自賠法）との関係	34
(3) 他の社会保険との関係	35
イ 厚生年金との関係	35
ロ 国民年金との関係	35
4 労災就学援護費	35
(1) 支給対象	36
(2) 支給額	36
5 生業援護金	36
(1) 支給対象	36
(2) 支給額と支給対象	36

調 査 の 概 要

1 調査の目的

労働災害により死亡した労働者の家族について、就労状況、家計等生活の現状及び労働者の死亡による生活の変化の実態を明らかにして、労働者家族福祉対策の基礎資料とする。

2 調査の地域

全 国

3 調査の対象

昭和47年1月1日から同年12月31日までの間に、夫が労働災害で死亡し、かつ労災保険の遺族補償年金の受給権者となつた妻（3,814名）のうち、一定の方法でえらび出した1,887名（但し、回収有効数1,745名）。

4 調査の時期

昭和49年11月

5 調査の方法

婦人少年局、婦人少年室職員及び婦人少年室協助員による訪問面接他計調査並びに通信による自計調査。

6 調査項目

- (1) 家族構成に関する事項
- (2) 住居に関する事項
- (3) 妻の就労に関する事項
- (4) 家庭の経済に関する事項
- (5) 子どもの教育に関する事項
- (6) 妻の意識に関する事項

7 調査機関

労働省婦人少年局

調査結果の概要

1 被災労働者（夫）について

夫の勤務していた事業所は、従業員数100人未満の小規模事業所が多い（76.2％）。業種は、建設業が最も多く（36.6％）、製造業がこれに次いでいる（25.5％）。

死亡時の夫の年齢は30才代、40才代が多く、6割を占め、平均年齢は45.1才である。

2 家庭の状況

夫死亡時の妻の年齢は30才代、40才代で6割を占めており、平均年齢では41.7才である。

現在生計をともにしている家族員数は3人が最も多く、夫死亡時（夫を除いて）と大きな変化はない。1世帯の平均は、両時点ともに3.4人である。また、就労している家族数の平均は、夫を除いて夫死亡時0.9人、現在1.3人である。

18才未満の子どものいる世帯は、夫死亡時、現在とも全体の75.0％で、義務教育以下の子どものいる世帯がかなり多い。

現在の住宅事情をみると、「持家」が最も多く（71.1％）、「民営の賃貸住宅」（14.1％）がついでいる。夫死亡後に住居を移転した者（23.8％）のうちでは、「実家に帰った」との理由によるものが最も多い。

3 妻の就労

現在就労している妻は、73.1％である。その半数が夫死亡後に仕事についたものであり、その場合の就職経路は「親せきや知人のせわ」によるものが最も多い（60.4％）。

就労の形態は、「雇われている」が最も多く（58.1％）、「内職をしている」がついでいる（17.3％）。平均月収額は、45,732円で、雇用者が最も高く（48,795円）、内職者はその半にも満たず最も低い（22,740円）。また、学令前の子どもをかかえて就労している者（302名）の保育状況をみると、半数近くが「保育所にあずけ」（47.4％）ている。

なお、就労していない妻（全体の26.7％）の8割強は「仕事につきたいがつけ

ない」といつているが、その理由の主なものは「病弱」や「家事・育児に手がかかる」などの理由である。

現在、資格・免許又は技術をもっている妻（全体の23.5%）のうちでは、「運転免許」をもっている者が半数を占める。

4 家庭の経済

夫死亡による一時的総収入（労災保険の葬祭料や遺族補償年金の前払一時金、損害賠償金、生命保険、事業所からの退職金や弔慰金など）の平均は約42.9万円で、現在までに「全部」あるいは「大半」使った世帯が過半数である（53.7%）。その使途は、「毎月小出しにして生活費」が最も多く（53.6%）、「住宅資金」（25.7%）がこれに次いでいるが、その使い方一応の満足を示している者が多い（59.7%）。

夫死亡当時、夫の死亡による家計への影響があつた世帯（76.9%）では、「生活をきりつめ」たり、「妻や家族が働いた」りしてきりぬけたものが多い。また、夫の死亡が、子どもの就進学に影響を及ぼした世帯も少なくない。

1ヵ月当たりの世帯収入（公的年金、妻及び家族の就労による収入などの合算）の平均は、10万2,512円で、現在の生活については、「なんとかやつている」という妻が多い（53.5%）が、「非常に困る」という者も少なくない（12.5%）。また、この生活状態は、夫死亡時と比べ、「苦しくなつた」という者が多い（62.1%）。

5 妻の意識等について

夫の死亡により、ほとんど全員が、困つたことやつらいことがあつたと答えている。その内容は、夫死亡当時と現在とに大差はなく、約半数は「家計のやりくり」をあげており、また、「自分や家族の健康上の問題」や「子どもの教育」の問題で悩んでいる者も少なくない。「身近に相談相手がいないこと」で困っている者が現在では夫死亡時より増えていること（16.0%→24.0%）も見逃せない。

また、労災遺族のために国や公的機関にしてほしいこととしては、「労災年金や葬祭料の増額」が最も多く（64.0%）、「労災就学援護費の増額」（33.4%）、「遺族のための相談所の設置」（24.5%）がついでいる。

調 査 結 果

1 被災労働者（夫）について

1 夫が勤務していた事業所の規模・業種

被災労働者が勤務していた事業所を規模別にみると、従業員数100人未満の小企業が8割近くを占めており、そのうちの過半数が「29人以下」の小規模事業所である。（第1表）

第1表 夫の勤務していた事業所の規模

総 数		29人以下	30～99人	100～299人	300～499人	500人以上
実数	%					
1,745	100.0	44.2	32.0	11.4	4.0	8.4

また、勤務先事業所を業種別にみると、建設業と製造業とで全体の6割強を占めている。（第2表）

第2表 夫が勤務していた事業所の業種

総 数		林 業	漁 業	鉱 業	建設業	製造業	運輸業	電気・ガス 水道業	その他の 事業
実数	%								
1745	100.0	5.0	1.5	7.9	36.6	25.5	11.7	0.9	10.9

2 死亡時の年齢

死亡時の年齢をみると、働きざかりといわれる30才代及び40才代の者が6割近くを占めており、平均年齢は45.1才である。（第3表）

第3表 夫の死亡時の年齢

総 数		29才以下	30才代	40才代	50才代	60才以上	平均年齢
実数	%						
1,745	100.0	7.3	28.8	30.9	21.7	11.3	45.1才

Ⅱ 家庭の状況

1 家族について

(1) 妻の年齢

夫死亡時の妻の年齢は、30才代、40才代がそれぞれ3割強を占めており、平均年齢は41.7才である。(第4表)

第4表 夫死亡時の妻の年齢

総 数		29才以下	30才代	40才代	50才代	60才以上	平均年齢
実数	%						
1,745	100.0	14.7	31.6	31.2	17.4	5.1	41.7才

(2) 家族員数

夫死亡時と現在とでは、夫をのぞいて生計をとめている家族員数には、ほとんど差がなく、3人が最も多い。平均家族員数は両時点とも3.4人である。(第5表)

第5表 夫死亡時と現在の家族員数

	総 数		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	平均家族員数
	実数	%								
夫死亡時 (夫を除く)	1,745	100.0	10.6	17.3	29.8	19.8	13.2	6.7	2.6	3.4人
現 在	1,745	100.0	8.5	18.9	29.9	20.4	12.7	6.9	2.7	3.4人

(3) 就労者数

家族の中で就労者数をみると、夫死亡時に就労者が夫のほかにも1人もいなかった世帯が最も多く4割を占め、夫以外の就労者の数は平均0.9人である。夫のいない現在、就労者1人の世帯は半数を占めるようになり、就労者の平均は1.3人である。夫にかわり妻その他の家族が夫死亡時よりも働いていることがうかがわれるが、一方、就労者のいない世帯が15.6%存在する。(第6表)

第6表 夫死亡時と現在の就労者数

	総 数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人 以上	平均就 労者数
	実数	%						
夫死亡時 (夫を除く)	1,745	100.0	41.6	34.1	15.9	7.0	1.4	0.9人
現 在	1,745	100.0	15.6	50.2	21.6	10.3	2.3	1.3人

(4) 18才未満の子ども

18才未満の子どものいる世帯は、夫死亡時と現在とではほとんど差がなく、7割以上を占めている。

また、子どもの数についても同様の傾向にあり、平均子ども数はともに1.9人である。(第7表)

第7表 18才未満の子ども

	総 数		子 ど も あ り					子ども な し	不明	平均子 ども数
	実数	%	小計	1 人	2 人	3 人	4 人 以上			
夫死亡時	1,745	100.0	75.0	24.1	35.2	13.1	2.6	24.6	0.4	1.9人
現 在	1,745	100.0	75.0	26.4	33.7	11.3	3.6	24.6	0.4	1.9人

(5) 学令前及び在学中の子ども

現在、学令前及び在学中の子どもをもっている世帯の数をみると、かなりの世帯に義務教育以下の子どものいることがうかがえる。(第8表)

第8表 学令前及び在学中の子ども

総 数		学令前	小学生	中学生	高校生	大学生
実 数	%					
1,745	100.0	17.9	30.8	20.2	19.3	3.8

注 1人で2項目以上に該当する世帯がある。

2 住居について

(1) 現在の住居

現在の住居をみると、「持家」、「公営の賃貸住宅」、「自分や子どもの社宅・寮」など、住宅事情が比較的安定していると考えられる世帯が8割を占めている。「その他」のうちでは、「実家」と答えたものが多い。(第9表)

第9表 現在の住居

総 数		持 家	公 営 の 賃 貸 住 宅	民 営 の 賃 貸 住 宅	自 分 や 子 ども の 社 宅 ・ 寮	夫 の 会 社 の 社 宅 ・ 寮	そ の 他	不 明
実 数	%							
1,745	100.0	71.1	5.6	14.1	2.1	1.5	5.5	0.1

(2) 夫死亡後の住居移転状況と移転理由

夫の死亡後に住居を移転した世帯は、全体の2割強で、その移転理由では「実家に帰った」ものが一番多い。(第10表、第11表)

第10表 夫死亡後の住居移転状況

総 数		移 転 し た	移 転 し ない	不 明
実 数	%			
1,745	100.0	238	75.6	0.6

第11表 住居移転理由

住居を移転した 世帯の総数		前の住い は夫の社 宅・寮だ つたから	ここの方 が家賃が 安いから	職業上の 都合から	実家に帰 つたから	そ の 他	不 明
実 数	%						
416	100.0	166	8.2	14.4	20.7	37.5	2.6

また、「夫の会社の社宅・寮」に住んでいた世帯で、夫死亡後に立ち退いたものは、7割強にあたる。(第12表)

第12表 夫死亡後夫の会社の社宅・寮を立ち退いた世帯

夫死亡時、夫の会社の社宅・寮にいた世帯総数		社宅・寮を立ち退いた	社宅・寮に引き続き住んでいる
実 数	%		
95	100.0	72.6	27.4

Ⅱ 妻の就労

1 現在の就労の有無

現在、家事のほかに収入のともなう仕事をしている妻は、7割強である。(第13表)

第13表 妻の就労の有無

総 数		仕事をしている	仕事をしていない	不 明
実 数	%			
1,745	100.0	73.1	26.7	0.2

2 就労中の妻について

(1) 就労開始の時期と就職経路

現在、仕事をしている妻について、その就労開始の時期をみると、夫死亡前からの者と夫死亡後にはじめた者とが相半ばしている。

夫死亡後に就労を開始した者のうちでは、「親せき・知人のせわで」就職した者が6割を占め、また、「夫死亡時の事業所のせわ」による者もかなり多い。(第14表・第15表)

第14表 妻の現在の仕事の就労開始時期

就労している妻の総数		夫死亡前からしている	夫死亡後にはじめた
実 数	%		
1,275	100.0	485	51.5

第15表 夫死亡後に就職した妻の就職経路

夫死亡後 就職した 妻の総数		公共職業 安定所で	死亡時の夫 勤務先事業 所のせわで	親せき・知 人のせわで	広告・ビラで	その他	不明
実数	%						
656	100.0	3.5	13.0	60.4	9.4	11.4	2.3

(2) 就労の形態

現在就労している妻の就労を形態別にみると、「雇われている」者が6割弱を占めており、ついで「内職をしている」者、「独立して自分でやっている」者となつている。(第16表)

第16表 妻の就労の種類

就労してい る妻の総数		雇われている	独立して自分 でやっている	親・兄弟・親 せきの家業を 手伝っている	内職をし ている	不明
実数	%					
1,275	100.0	58.1	15.4	8.2	17.3	1.0

(3) 月 収 額

妻の就労による平均月収額は45,732円で、世帯の1ヵ月平均総収入(102,512円、第42表)のほぼ4割にあたる。

金額区分別にみると、2万円以上6万円未満に6割が集中している。

また、「2万円未満」もかなりおり、「10万円以上」は5%にみたない。

就労の形態とその月収額との関係を見ると、「雇われている」者では、「2万円未満」の層が他の就労の形態の者より格段に少なく、2万～6万円に7割弱が集まつている。これに対して、「独立して自分でやっている」者では、「2万円未満」の者が「雇われている」者よりかなり割合が高いが、各層への散らばり方が大きいので、その平均額においては、「雇われている」者とそれほどの差を示していない。また「内職をしている」者ではその4割強が「2万円未満」であり、4万円未満の者も合わせると全体の8割になる。(第17表)

第17表 妻の就労の形態とその月収額

		総 数		2万円	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円	不明	平均月収額
		実数	%	未 満	～ 4万円	～ 6万円	～ 8万円	～ 10万円	以 上		
就労形態	就労している妻	1,275	100.0	14.0	32.4	27.4	12.5	4.2	4.4	5.1	45,732円
	雇われている	741	100.0	3.5	30.6	36.6	18.0	5.5	4.2	1.6	48,795円
	独立して自分 でやっている	196	100.0	16.8	30.7	16.8	8.7	5.1	10.7	11.2	47,136円
	家業を手伝 っている	105	100.0	18.1	35.2	20.0	3.8	1.0	1.9	20.0	32,908円
	内職をしている	221	100.0	42.5	38.5	10.4	2.7	0.5	0.9	4.5	22,740円

(注) 「就労形態」では、「就労している妻」のうち形態不明の者(12名)を除いたため、その合計は1,263名となる。

(4) 子どもの保育

現在、学令前の子どもをかかえて就労している妻302名の、就労中の子どもの保育状況をみると、半数近くは「保育所にあずけている」で、「家族や親せきがみている」もかなり多い。

これを就労形態別にみると、「雇われている」者では、他の形態の者より「保育所にあずけている」者が多いが、「誰もみる人がいない」という者がほぼ5%いる。(第18表)

第18表 子どもの保育

	総 数		幼稚園 にいつ ている	保育所 にあず けている	家族や 親せき がみて いる	他人に あずけ ている	自分が 仕事を しなみ ている	誰もみ る人が いない	その他	不 明
	実数	%								
学令前の子どもをもつ就労中の妻	302	100.0	15.9	47.4	35.1	2.3	14.9	3.3	1.3	2.7
雇われている	172	100.0	16.9	55.8	41.9	2.3	6.4	4.7	1.7	0
独立して自分 でやっている	28	100.0	17.9	46.4	42.9	0	25.0	0	0	7.1
親・兄弟・親 せきの家業を 手伝っている	35	100.0	8.6	25.7	40.0	8.6	22.9	2.7	0	17.1
内職をしている	67	100.0	16.4	37.3	11.9	0	28.4	1.5	1.5	3.0

(注) 1人で2項目以上該当する者があり、合計は100.0%をこえる。

3 就労していない妻の不就労の理由

現在就労していない妻のうち、「仕事につきたいが、つけない」者は8割をこえ、その理由としては、半数の者が「自分の病弱」を、 $\frac{1}{4}$ が「家事・育児」をあげている。また「仕事につく気はない」と答えた者では、老令のためを理由とする者が多い。
(第19表、第20表)

第19表 不就労の妻の就労希望の有無

総 数		仕事につきたいがつけない	仕事につく気はない
実 数	%		
466	100.0	83.3	16.7

第20表 就労希望の妻の不就労の理由

総 数		家事・育児に手が かかつて	老人・病人のせわ のため	自分が病弱のため	適当な職 場がない ため	その他	不 明
実数	%						
388	100.0	25.8	8.0	51.3	17.0	10.8	1.5

(注) 1人で2項目以上該当する者もあり、合計は100.0%をこえる。

4 資格・免許等の保有状況と活用状況

現在、資格・免許又は技術をもっている妻は全体の2割強である。そのうちでは、「運転免許」をもっている者が最も多く、「洋裁・和裁・編物」、「珠算・簿記」が次いでいる。また、これらの資格・免許・技術を職業や家計など現在の生活に役立っているかをみると、趣味的なものを除き、4割から5割のものが活用している。(第21表、第22表)

第21表 妻の資格・免許等の保有状況

総 数		もっている	もっていない	不 明
実 数	%			
1,745	100.0	23.5	75.3	1.2

第22表 妻の資格・免許等の種類と活用状況

総 数		教員・ 保 母	調理師・ 栄養士	看護婦・ 助産婦・ 保健婦	タイプ	速 記	珠算・ 簿 記	理容師・ 美容師	茶道・ 華道・ 書 道	洋裁・ 和裁・ 編 物	運 転 免 許	その他
実 数	%											
410	100.0	4.6	5.9	5.4	32	0	15.4	4.9	5.1	23.4	50.2	3.9
活 用 率 (%)		42.1	45.8	54.5	30.8	0	39.7	45.0	14.3	54.2	52.9	50.0

(注) 資格・免許等の種類については1人で2項目以上該当する者があり、合計は100.0%をこえる。

Ⅳ 家 庭 の 経 済

1 夫死亡当時の状況

(1) 財産所有状況

夫死亡時に、何も財産はなかつたという世帯は1割強で、9割近くは何らかの財産を持つている。なかでも家屋を持つている世帯が多く6割を超えている。一方、借金のある世帯も3割強いる。(第23表)

第23表 夫死亡時の財産所有状況

総 数		田畑 土 地	家 屋	株・ 債 券	貯 金	借 金	何も な し	不 明
実 数	%							
1,745	100	50.2	64.1	5.7	45.7	34.3	10.4	1.7

(注) 1人で2項目以上該当するものもあり計は100%をこえる。

(2) 貯金と借金の額

貯金を持つていた世帯は、借金をしていた世帯よりかなり多いが、平均額でみると借金額(約125万円)が貯金額(約90万円)を上廻っている。金額区分別にみると、貯金、借金の額とも「50万円未満」が最も多い。(第24表、第25表)

第24表 夫死亡時の貯金額

貯金のあつた世帯総数		50万円 未 満	50万円～ 100万円	100万円 ～ 200万円	200万円 以 上	不 明	貯金額平均
実 数	%						
798	100	34.8	21.2	17.5	12.9	13.6	900,362円

第25表 夫死亡時の借金額

借金のあつた世帯総数		50万円 未 満	50万円～ 100万円	100万円 ～ 200万円	200万円 以 上	不 明	借金額平均
実 数	%						
599	100	35.8	19.5	15.9	20.0	8.8	1,252,970円

2 夫死亡による一時的収入

(1) 一時的収入の総額

遺族は労災保険の葬祭料や遺族補償年金の前払一時金をはじめとして、損害賠償金、生命保険、事業所からの退職金や弔慰金等まとまつた金を受けているが、その総額の平均は約429万円である。金額区分別では300万円未満の世帯が半数を占めているが、「1000万円以上」のものも1割近くみられる。(第26表)

第26表 一時的収入の総額

総 数		100万円 未 満	100万円 ～ 300万円	300万円 ～ 500万円	500万円 ～ 1,000万円	1,000万円 以 上	不 明	平 均
実 数	%							
1,745	100	24.4	25.9	14.3	24.1	8.5	2.8	4,290,396円

(2) 一時的収入の出处

遺族が受け取つた一時的収入は、労災保険の葬祭料をもらつた世帯が最も多く、生命保険、事業所からの退職金や弔慰金がついでいる。(第27表)

第27表 一時的収入の出处

総 数		労災保険 の葬祭料	遺族補償 年金の前 払一時金	損害賠償 (自賠等)	事業所から (退職金や 弔慰金等)	生命保険	その他
実 数	%						
1,745	100	85.5	19.1	16.9	60.9	61.8	12.4

(注) 1人で2項目以上該当するものがあり、計は100%をこえる。

なお、労災保険の葬祭料については損害賠償が先行支給されたため労災保険からは支給されていないもの、また、実際に葬祭を行つた会社等に支払われたもの等があるので、支給されていないものが一部ある。

イ 公的な給付

a 葬 祭 料

労働者が業務上死亡した場合に葬祭を行う者に7万円(3月31日以前は6万円)に給付基礎日額の30日分を加えた額の葬祭料(注、付録参照)が支給される。対象者に支給された平均額は147,827円である。(第28表)

第28表 葬 祭 料 の 額

葬祭料を受けた世帯総数		15万円未満	15万円以上	平均額
実数	%			
1,497	100	57.1	42.9	147,827円

b 前払一時金

労災保険の遺族補償年金は、毎年一定額を支払うのがたてまえであるが、遺族が希望すれば給付基礎日額の400日分の前払いを受けることができる。この前払一時金を受けた者は、2割弱で、前回の調査と比べその割合は半減している。なお前払一時金を受けた者の平均額は約115万円である。(第29表)

(注、49年11月労災法の改正により200日以上、最高1,000日まで段階的に選択できるようになった 付録参照)

第29表 前払一時金の額

前払一時金 受給世帯総数		50万円 未 満	50万円～ 100万円	100万円～ 150万円	150万円 以 上	平均額
実数	%					
334	100	3.0	42.5	38.6	15.9	1,149,992円

前払一時金を受けた理由としては、「一時にまとまったお金が必要だったから」が最も多く、ついで「まとまったお金が手もとにあれば心強いから」となっている。(第30表)

第30表 前払一時金を受けた理由

前払一時金 受給世帯総数		年金より早 くはある	一時にまと まつたお金 が必要	まとまつたお 金が手もとに あれば心強い	周囲からす すめられた	そ の 他
実数	%					
334	100	3.5	44.0	33.1	19.8	15.3

c 損害賠償金

第三者の行為が原因となつて業務災害が発生したときその遺族は、労災保険の保険給付を請求することができると共に、加害者に対して民法上の損害賠償を請求することができるが、調査時現在でこの損害賠償金を受けた世帯は前記（第27表）の通り全体の16.9%にあたるが、受け取つた損害賠償金の平均額は約554万円である。（第31表）

第31表 損害賠償金の額

損害賠償金 受給世帯総数		100万円 未 満	100万円 ～ 300万円	300万円 ～ 500万円	500万円 ～ 1,000万円	1,000万円 以 上	平 均 額
実数	%						
295	100	2.0	10.2	18.3	59.0	10.5	5,543,525円

□ 退職金等

事業所から退職金や弔慰金を受け取つた世帯（60.9%）についてその金額をみると平均約183万円であるが、事業所規模により額にも大きな差がみられ、大規模ほど金額も高い。

金額区別にみると「100万円未満」の世帯が半数近くおり、500万円以上のものは13%にすぎない。（第32表）

第32表 退職金等の額

金額区分 事業所規模	退職金を受け取 つた世帯の総数		100万円 未 満	100万円 ～ 300万円	300万円 ～ 500万円	500万円 ～ 1,000万円	1,000万円 以 上	平 均
	実 数	%						
計	1,059	100	47.9	28.6	10.6	11.0	1.9	1,834,483円
100人未満	735	100	56.5	28.8	8.6	5.4	0.7	1,265,498
100人～299人	150	100	34.0	33.4	16.0	13.3	3.3	2,309,877
300人以上	174	100	23.6	23.6	14.4	32.8	5.6	3,907,192

ハ 生命保険

生命保険金を受け取った世帯（61.8%）は前回の調査（52.3%）よりかなり上まわっているが、その平均額は約254万円である。

金額区分別にみると「100万円以上300万円未満」の層が最も多く、「100万円未満」がついでいる。（第33表）

第33表 生命保険の額

生命保険を受け取った世帯総数		100万円未満	100万円～300万円	300万円～500万円	500万円～1,000万円	1,000万円以上	平均額
実数	%						
1,079	100	273	423	152	112	40	2,541,511円

(3) 現在までの使用状況

イ 使用額

夫死亡後1年10カ月以上2年10カ月未満の期間を経過しているが、過半数の世帯がまとまって受け取った金の「全部」或は「大半」を使っており、「ほとんど（又は全部）使っていない」ものは1割強である。金額区分別にみると、一時的収入総額が少い程「大半」又は「全部」使った世帯の割合が高くなっている。（第34表）

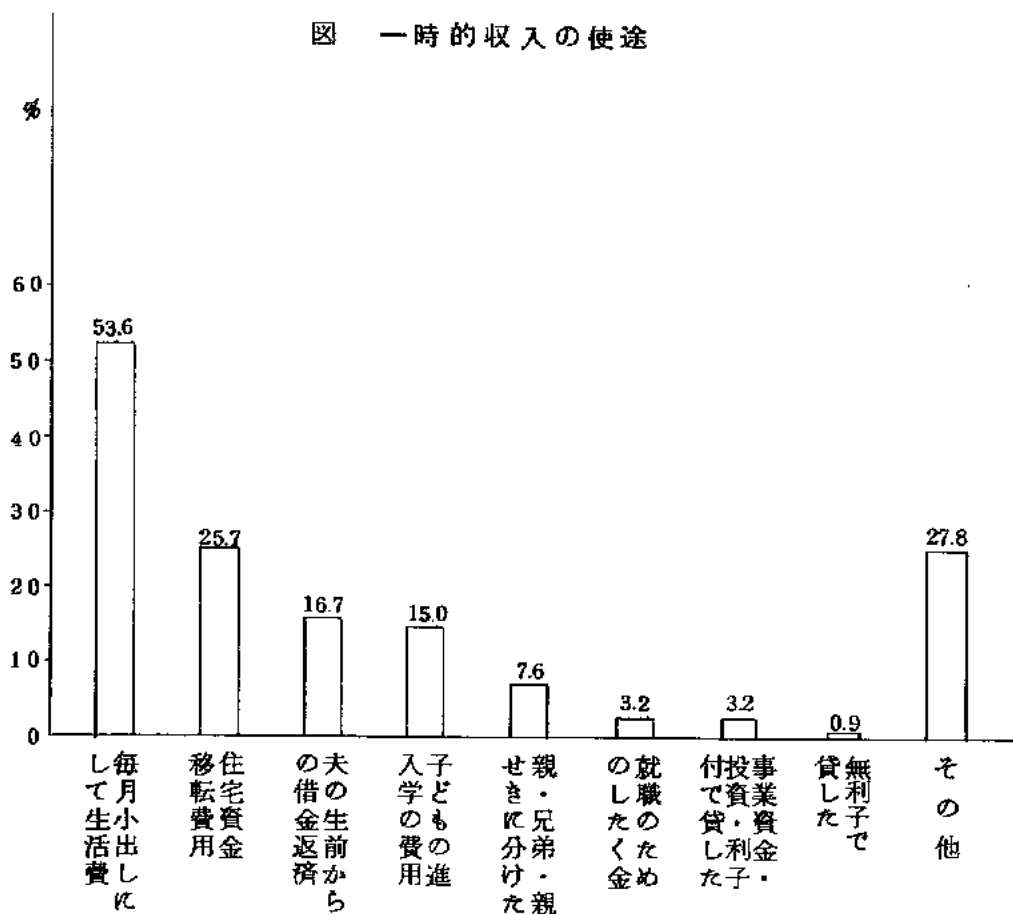
第34表 一時的収入の使用状況

使用程度 金額区分	総数		ほとんど（又は全然）使っていない	使ったのは半分以下	半分ほど使った	大半使った	全部使った	不明
	実数	%						
計	1,745	100	11.5	16.3	17.1	24.5	29.2	14
100万円未満	426	100	7.7	6.3	8.7	19.5	55.9	19
100万円～300万円	452	100	8.4	10.9	18.6	30.3	30.5	1.3
300万円～500万円	250	100	12.8	20.4	22.8	26.8	16.8	0.4
500万円～1,000万円	420	100	17.6	25.0	19.5	23.8	14.1	0
1,000万円以上	148	100	14.2	29.7	22.3	21.6	12.2	0
不明	49	100	6.1	18.4	12.2	14.3	28.6	20.4

ロ 使 途

一時的収入の使途としては「毎月小出しにして生活費」にあてた世帯が最も多く（53.6%）、「住宅資金や住宅借入れ金または住居移転費用」（25.7%）、「夫の生前からの借金（住宅資金を除く）の返済」（16.7%）がこれにつづいている。また「その他」（27.8%）の主なものは、「夫の葬儀費、墓地の購入、法要」、「娘や息子の結婚資金」などである。（図）

図 一時的収入の使途



ハ 満 足 度

上記のように使ったことを今どのように思っているかについては、6割の妻が一応満足した使い方だったと考えており、「全く馬鹿な使い方をしたものだ」と考えている者は少ない。（第35表）

第35表 一時的収入の使途についての満足度

計		100.0%
かなり有効に使えてよかつたと満足している		29.9
それ程有効とはいえないまでもまあまあの使い方であつた		29.8
有効とはいえないがしょうのない使い方だつた		35.3
全く馬鹿な使い方をしたものだ		1.2
不	明	3.8

3 夫死亡による影響

(1) 家 計

突然の夫の死は、直ちに家計にひびいてくる場合が多い。すなわち夫死亡当時「家計への影響があつた」世帯が8割近くあり、さらに「現在家計の面で影響あり」と答えた世帯が半数を超えている。(第36表)

第36表 家計へ及ぼした影響の有無

総 数		夫 死 亡 当 時			現 在		
実 数	%	あ り	な し	不 明	あ り	な し	不 明
1,745	100	769	226	0.5	56.6	34.2	9.2

夫死亡当時影響があつた世帯はどのような方法できりぬけてきたかをみると、「生活をきりつめ」、「妻や家族が働いた」ことによるものが多く、「預金をおろした」、「親や親せきからの援助を受けた」の順となつている。「その他」の主なものは、「労災の前払一時金」や「生命保険」さらには夫の「退職金」等をあてている。(第37表)

第37表 夫死亡当時家計へ影響があつた家庭がきりぬけてきた方法

影響のあつた世帯数		生活をきりつめた	借金をした	田畑・土地・家屋を処分した	預金をおろした	妻や家族が働いた	親・親せきからの援助	その他	不 明
実数	%								
1,342	100	70.6	4.8	4.0	31.1	43.1	14.1	6.8	0.7

(注) 1人で2項目以上答えた者があるため合計は100%をとえる。

(2) 子どもの教育

夫死亡当時中学生以上の子どもを持っていた世帯は延758世帯で、夫の死亡が子どもの学校教育に影響を及ぼしたと答えた世帯は全体の4割強を占めている。学校別にみると中学生より高校生、高校生より大学生というように、上級学校にいく程影響が顕著にあらわれている。(第38表)

第38表 子どもの学校教育に及ぼした影響の有無

	該当世帯数		あ	り	な	し	不	明
	実数	%						
計	758	100	4	1.0	5	8.4	0	6
中学生	373	100	3	8.9	6	0.3	0	8
高校生	306	100	4	2.2	5	7.5	0	3
大学生	79	100	4	6.8	5	3.2	0	0

(注) 該当世帯数とは、夫死亡当時中学生、高校生、大学生のいた世帯数である。

学校教育に及ぼした影響があつた世帯について、子どもの学校別に影響の内容をみると、中学生では約6割が当初の予定を変更しており、そのうちの2割は「高校への進学予定をあきらめ」ている。「その他」の中には、「精神的動揺から勉強に身が入らなくなつた」、反対に「父の死が奮起をうながし、すすんで勉強するようになつた」等精神的な影響をのべた者も含まれている。(第39表)

第39表 中学生に与えた影響

影響のあつた世帯総数		高校への進学予定をあきらめた	全日制高校への進学予定を定時制にきりかえた	普通高校への進学予定を実業高校へきりかえた	その他	不明
実数	%					
145	100	20.7	13.1	25.5	39.3	1.4

20×20 = 30

高校生に及ぼした影響については、「高校を中途退学した」者がいる世帯のほか、「大学への進学予定をあきらめた」者のいる世帯が過半数に及んでいる。(第40表)

第40表 高校生に与えた影響

影響のあつた世帯総数		大学への進学をあきらめた	大進学の定めに間に合ふ予間か昼間学夜学	高制高 校を中 途退学 した	その他	不明	
実数	%						
129	100	53.5	4.7	3.9	3.9	33.2	0.8

夫死亡当時大学生の子どもをもつていた世帯そのものが少なく（全体の4.5%）、影響があつた世帯は、更にその半数である。

第41表 大学生に与えた影響

影響のあつた世帯総数		昼間の大学から 夜間大学に きりかえた	大学を中途 退学した	その他	不明
実数	%				
37	100	5.4	27.0	64.9	2.7

4 現在の家計

(1) 月収額とその出処

現在1カ月当りの世帯の総収入（妻や家族の働いて得た収入、公的年金等の合算）の平均は102,512円である。これを金額区分別にみると、「5万円以上10万円未満」の層が4割を超え、5万円から15万円未満の層に約7割が集中している。（第42表）

第42表 家庭の月収総額

総数		3万円 未満	3万円 ～5万円	5万円～ 10万円	10万円 ～15万円	15万円 ～20万円	20万円 以上	不明	平均額
実数	%								
1,745	100	4.4	8.4	40.7	27.6	10.7	5.2	3.0	102512円

以上の収入の出処をみると、公的年金（労災保険の遺族補償年金、厚生年金保険の遺族年金、国民年金の母子年金、老令年金、船員保険の遺族年金）を受けている世帯は9割を超え、妻の収入（前記第17表）がある世帯が7割強、家族に収入のある世帯が4割に近い。一方、奨学金や生活保護を受けている世帯の割合は低い。（第43

表)

第43表 月収の出処

総 実数	数 %	妻が働いて いた収入	家族が働いて 得た収入	公的年金	奨学金	生活保護	その他
1,745	100	73.1	36.7	91.2	6.6	0.6	11.6

(注) 1人で2項目以上該当する者があり合計は100%をこえる。

イ 労災遺族補償年金

調査時現在で労災保険の遺族補償年金(注、年金の算出等については付録を参照)を受けている世帯は全体の7割で、その1カ月当り平均額は33,008円である。金額区分別にみると、平均額以下の世帯が半数を占めており、月額5万円以上(年額60万円以上)は2割にみえない。(第44表)

ちなみに労災保険の年金のほか、厚生年金保険などが併給されるときは、 $\frac{1}{2}$ をいし $\frac{1}{2}$ の調整が行われ(注、付録参照)さらに死亡災害が被災労働者以外の不法行為によつて発生し、その加害者から損害賠償金が支払われた場合には、その額が労災年金の額に達するまでの期間(但し、3年が限度)労災年金の支給は停止される。

第44表 遺族補償年金の額

年金受給世帯 総数	実数	%	20万円 未満	20万円 40万円	40万円 60万円	60万円 80万円	80万円 100万円	100万円 以上	平均額	
									年額	月額
1,216	100		15.0	43.6	25.7	10.6	3.7	1.4	396,101円	33,008円

ロ 労災就学援護費

労災遺族のなかで、学校教育法第一条の学校(幼稚園及通信制の学校を除く)に在学し、学資の支弁が困難な者に対しては、労災就学援護費(詳細は付録参照)が支給される。

調査時現在で就学援護費の支給を受けている世帯は、在学中の子どものいる世帯の7~9割である。就学援護費の月額小学生2,000円、中学生3,000円、高校生4,000円、大学生8,500円である。(第45表)

第45表 労災就学援助費の受給状況

	小学生	中学生	高校生	大学生
就学中の子どもをもっている世帯のうちで援助費を受給している世帯の割合	87.7	90.9	91.1	71.2

(2) 現在の教育費

授業料、その他（教材費、副教材費、PTA会費、制服等）の教育費は、当然の事ながら上級学校に進むほど確実に高くなっており、私立の場合はさらに高くなっている。（第46表）

第46表 1カ月当りの教育費

	小学生	中学生	高校生		大学生	
			国公立	私立	国公立	私立
平均額	4,592円	6,075円	9,720円	15,951円	26,750円	32,167円

(3) 経済的面からみた生活状況

現在の生活状況について妻自身どう考えているかについては、過半数が「まあまあなんとかやっている」と答えており、「非常に困る」という者は12.5%である。

（第47表）

第47表 現在の生活状況

総数		非常に困る	困る時も多少ある	まあまあなんとかやっている	多少の余裕がある	その他	不明
実数	%						
1,745	100	12.5	28.8	53.5	4.5	0.2	0.5

この生活状態は、夫死亡当時とくらべてどう変ったかについては、全体の6割以上の妻が「苦しくなった」といい、「むしろ楽になった」と答えた者は3%に満たない。

（第48表）

第48表 夫死亡当時と比較した現在の生活状況

総 数		苦しく なつた	あまり変 わらない	むしろ楽 になつた	そ の 他	不 明
実 数	%					
1,745	100	62.1	34.0	2.8	0.8	0.3

V 妻の意識等について

1 も め ご と

生計の中心者の突然の死は、いろいろな波紋をなげかけているが、全体の約¼の妻が金銭面でのもめごとがあつたと言っている。もめごとの内容をみると、「保険金や遺産をめぐつて家族や親せきと」、及び「慰謝料などの問題で事業所と」がそれぞれ4割前後あり、「損害賠償のことで加害者と」争つたケースも少なくない。なお、国を相手に「労災補償をめぐつて」もめたという者もわずかではあるがいる。(第49表)

第49表 金銭面でのもめごと

総 数		あ り						な し	不 明
実数	%	計	慰謝料な どの問題 で事業所 と	保険金や 遺産をめ ぐつて家 族・親せ きと	労災補償 をめぐつ て国と	損害賠償 のことで 加害者と	そ の 他		
1,745	100	229 (100)	(389)	(439)	(28)	(267)	(10)	75.5	1.6

注 1人で2項目以上のもめごとがある者がいるため、ありの合計は100%をこえる。

2 困っていること、つらいこと

夫が死亡したことによる困り事やつらいことがあるかを死亡当時と現在とに分けて尋ねたところ、殆ど全員(99.7%)が「ある」と答えている。その内容は、夫死亡当時と現在とに大差はなく、約半数は「家計のやりくり」をあげている。

ついで多いのは「自分や家族の健康上の問題」で、それぞれ3割前後を占め、「子どもの教育」の問題で悩んでいると答えた者も少なくない。また、「身近に相談相手がいないこと」で困っている者は、夫死亡当時の16%に比べ、現在は24%に増えて

いること、また、1割近い者が「お金のことなどで親せきなどの介入」（夫死亡当時）や「親せき・近隣との関係」（現在）に困っていることも見逃すことができない。

（第50表、第51表）

第50表 困りごとやつらいことの内容（夫死亡当時）

困りごとなどがある妻の総数		家計のやりくり	自分や家族の健康の問題	自分や家族の職業上の問題	子どもの教育	住宅問題	労災の手続き的なこと	身近に相談相手がないこと	お金のことなどで親せきなどの介入	その他
実数	%									
1,739	100	52.0	30.3	7.0	24.0	9.6	12.1	16.0	7.0	8.5

注 1人で2項目以上該当するものもあり計は100%をこえる。

第51表 困りごとやつらいことの内容（現在）

困りごとなどがある妻の総数		家計のやりくり	自分や家族の健康上の問題	自分や家族の職業上の問題	子どもの教育	住宅問題	仕事と家事育児との調和の問題	身近に相談相手がないこと	親せき・近隣との関係	その他
実数	%									
1,739	100	48.5	34.3	8.8	26.5	8.8	14.8	24.0	7.6	9.7

注 1人で2項目以上該当するものもあり計は100%をこえる。

3 労働災害防止についての意見

労働災害により突然夫を失った者として「労働災害を防止するためにはどうしたらよいか」の問いに対しては、「作業環境の整備」をあげた者が最も多く、以下「職場の安全教育の徹底」、「過労の防止」が続いている。（第52表）

第52表 労働災害防止についての妻の意見

総数		作業環境の整備	安全教育の徹底	過労の防止	その他	不明
実数	%					
1,745	100	42.2	28.2	18.7	7.3	3.6

4 要望事項

労災遺族のために国や公的機関にしてほしいこととしては、最近の物価及び教育費が大巾にアップしていることなどから「労災年金や葬祭料」及び「労災就学援助費」の増額を望む声が多い（注、49年11月1日付で給付改善が行われたが、概要は付

録参照)。また、夫が死亡したことによる困りごとやつらいことなどの中でもみられるように、多くの遺族は身近に相談相手がいなことを訴えているが、全対象者の $\frac{1}{4}$ は遺族のための相談所を望んでいる。また、「一時金制度」や「遺族のための安い家賃の住宅」を望む声もある。「その他」に具体的に明記された主なものとしては、「厚生年金や母子年金が増額（48年11月、49年8月、49年9月に改訂している）した場合の労災年金の調整はしないでほしい」、「労災就学援護費は幼稚園児にも適用してほしい」、「子どもが18才に達しても在学中には遺族年金を打ちきらないでほしい」などがある。（第53表）

第53表 要望事項

総 実数	数 %	労災年金 や葬料の 増額	労災就学 費の増額	年金受給 資格の緩和	一時貸付 金の制度 新設	相談所 の設置	安い家賃 の住宅	その他	要望事項なし	不明
1,745	100	64.0	33.4	17.4	8.0	24.5	13.8	5.4	0.3	1.3

注 要望の内容については1人で2項目以上該当する者があり、合計は100%をこえる。

付 録

労働災害遺族の生活実態に関する調査

昭和49年11月

労働省婦人少年局

サンプル番号	
年金証書番号	
調査書記入月日	月 日

調査対象者(喪)氏名 (生年月日)		()		住 所	
事故発生月日		月 日	支給事由発生月日	月 日	被災者(夫)の勤務場所
					業種番号
					機械番号
年金等について	給付基礎日額	円	葬 祭 料	円	前払一時金
	労 災 年 金	円	厚 年 等 金 額	円	損害賠償金
	労 災 就 学 費 償 還	小学生()人 中学生()人 高校生等()人 大学生等()人			

(上記の欄については 労働者災害補償保険の遺族補償受給者リストから転記しました)

以下の質問についてあてはまるところに○印をつけてください

問1. ご主人が亡くなられた時 および現在のあなたのご家族はどなたと
どなたですか 留学や仕事のために家をはなれていても 送金や仕
送りなどがある場合は ご家族の中に含めてご記入下さい

死 亡 前 時				現 在			
あなた との関係	年 令	職業の有無		あなた との関係	年 令	職業の有無	
1 夫	才	①あり 2なし		自分	才	1あり 2なし	
2 自 分	才	1あり 2なし			才	1あり 2なし	
3	才	1あり 2なし			才	1あり 2なし	
4	才	1あり 2なし			才	1あり 2なし	
5	才	1あり 2なし			才	1あり 2なし	
6	才	1あり 2なし			才	1あり 2なし	
7	才	1あり 2なし			才	1あり 2なし	

問2. 現在 学校(各種学校を
除く)へ通っているお子
さんがいますか?

1. 通学中の子供がいる
何人ですか
① 小学生 ()人
② 中学生 ()人
③ 高校生 ()人
④ 大学生 ()人
2. 通学中の子供がいない

問3. あなたの今の住まいは
どういった家ですか?

① ご主人の勤務先でいた
事業所に あなたやお子
さんが勤められたことで
引き継ぎ社宅・寮にお住
いの場合は ②につけて
下さい

1. 夫の会社の社宅・寮
2. 自分や子供の社宅・寮
3. 公営の賃貸住宅
4. 民営の賃貸住宅(借家・アパ ート・間借りなど)
5. 持家
6. その他()

問4. ご主人が亡くなられてか
ら お住いを移転しまし
たか?

1. 移転した
一番主な理由は何か
① 前の住いは夫の社宅・寮だ ったから
② ここの方が家賃が安いから
③ 自分や家族の事業上の都合 から
④ 実家に帰ったので
⑤ その他()
2. 移転しない

問5. あなたは現在 養育のほ
かに収入をとまう仕事
をしていますか?

1. 仕事をしている
それはどんな仕事ですか
① 会社・官庁などに雇われている
② 独立して自分でやっている
③ 義・兄弟・親せきの家でも 手伝っている
④ 内職をしている
2. 仕事をしていない

問6. (問5の答えが「1」の人へ)
その仕事はご主人が亡く
なられる以前からして
られましたか?

1. 夫死亡前からしている
2. 夫死亡後にはじめて

問7. (問6の答えが「2」の人へ)
その仕事をどのようにし
てみつけられたのですか?

1. 公共職業安定所で
2. 夫が死亡当時勤めていた事業 所のせいで
3. 親せき・知人のせいで
4. 広告・ビラで
5. その他()

問9. (問8の答えが「否」の人へ)

小学役入学前のお子さん
をお持ちの方は、働いて
いる間のお子さんのせわ
などのようになさってい
ますか？
あてはまるものすべてに
○印をつけて下さい

1. 幼稚園にっている
2. 保育所にあづけている
3. 家族や親せきがみている
↓
その人は誰ですか()
4. 他人にあづけている
5. 自分が仕事をしながらみている
6. 誰もみる人がいない
7. その他()

問10. (問8の答えが「否」の人へ)

仕事をなさっていないのは、
どのような理由から
ですか？
あてはまるものすべてに
○印をつけて下さい。

1. 仕事につきたいがつかない
↓
どのような理由からですか
①. 家事・育児に手がかって
②. 老人・病人のせわのため
③. 自分が病弱のため
④. 適当な職場がないため
⑤. その他()
2. 仕事につく知らない

問11. あなたは現在、資格や免
許または技術をもちてお
られますか？

1. もっている
2. もっていない

それはどのようなもので
すか また今の職業や業
計に役立っていますか？

お持ちの資格・免許・技
術の記号に○印をつけ
しかも役立っている場合
はその欄にも○をつけ下
さい

資格・免許・技 術の名称・種類	役立ち方
1. 教員・保育	
2. 調理師・栄養士	
3. 看護婦・助産婦・ 保健婦	
4. タイプ	
5. 筆記	
6. 珠算・簿記	
7. 理容師・美容師	
8. 茶道・華道・香道	
9. 洋装・和装・縫物	
10. 運転免許	
11. その他 ()	

問12. ご主人が亡くなられたの
ちに、まとまって受け取
られたお金には、どのよ
うなものがありましたか？

1. 貯蓄 () 円
2. 卒業所から (退職金や学費
金等) () 円
3. 労災保険から (葬送料・前
払一時金) () 円
4. 損害賠償金 () 円
5. 生命保険から
() 円
6. その他 () 円

問13. それらのお金は、これま
でにどの程度お使いにな
りましたか？

1. ほとんど (又は全額) 使っ
ていない
2. 使ったのは半分以下
3. 半分ほど使った
4. 大半使った
5. 全部使った

どのようなことにお使い
になりましたか？
主なもの2つまでに○印
をつけて下さい

1. 毎月小出しして生活費
(毎月の教育費を含む)
2. 夫の生前からの借金 (住宅
資金を除く)の返済
3. 住宅資金や住宅借入れ金ま
たは住居移動費用
4. 子どもの進入学の費用
5. 就職のためのしたく金 (就
職のための資格・免許取得
費を含む)
6. 事業資金や投資または利子
付きで人に貸した
7. 無利子で人に貸した
8. 親・兄弟・親せきに分けた
9. その他
()

このようにお使いになっ
たことについて、今、ど
うに思われていますか？

1. かなり有効に使えてよっ
たと満足している
2. それ程有効といえないま
でもまあまあいい方であ
った
3. 有効とはいえないがしよ
うのない使い方であった
4. 全く無駄な使い方だった
のだ

問13. 労災遺族補償年金の前払

一時金を受けられた方は
特に前払一時金を受けら
れたのどのような理由か
らですか？

1. 年金より早く手に入ると思
ったから
2. 一時にまとまったお金が必
要だったから
3. まとまったお金が手元にあ
れば心強いから
4. 周囲からすすめられたから
5. その他
()

問14. ご主人が亡くなられた前

時 お宅では 右のよう
な財産や借金がありまし
たか？ あてはまるもの
すべてに○印をつけ
また 貯金や借金の場合
は その金額も記入下
さい

1. 田・畑・土地	1. あり 2. なし
2. 家屋	1. あり 2. なし
3. 株・債券	1. あり 2. なし
4. 貯金	1. あり 2. なし ↓ (円)
5. 借金	1. あり 2. なし ↓ (円)

問15. ご主人が死亡されたこと

で 月々の家計への影響
はいかがでしたか？

① 死亡当時

1. 家計への影響がかなりあ
った
2. とくに大きな影響はなか
った

② 現在

1. 家計への影響がかなりある
2. とくに大きな影響はない

どのようにしてきりゆけ
てくれましたか？ 主な
ものを2つに○印をつけて
下さい

1. 生活をきりつめた
2. 借金をした
3. 田・畑・土地・家屋を処分
した
4. 預金をおろした
5. 自分や家族が働いた
6. 親・近せきからの援助(借
金を除く)を受けた
7. その他
()

問16. [ご主人の亡くなられた当時・12才以上の勉学中のお子さんをお
持ちだった方へ] ご主人が亡くなられたことで お子さんの学校
教育に影響がありましたか？

① ご主人の死亡当時 中学生をおもちだった方へ

1. 影響があった
↓
それはどのようなことでしたか
1. 高校への進学予定をあきらめた
2. 全日制高校への進学予定を定時制にきりかえた
3. 普通高校への進学予定を職業高校へきりかえた
4. その他
2. とくに影響はなかった

② ご主人の死亡当時 高校生をおもちだった方へ

1. 影響があった
↓
それはどのようなことでしたか
1. 大学への進学予定をあきらめた
2. 全日制大学への進学予定を夜間制にきりかえた
3. 全日制高校を定時制にきりかえた
4. 高校を中途退学した
5. その他
2. とくに影響はなかった

③ ご主人の死亡当時 大学生をおもちだった方へ

1. 影響があった
↓
それはどのようなことでしたか
1. 全日制大学を夜間制にきりかえた
2. 大学を中退した
3. その他
2. とくに影響はなかった

問17. お宅では 現在 労災年金なども含めて 1ヵ月当りの総収入は
どのくらいですか？

1. 総 額	円
2. 自分(妻)が働いて得た収入	円
3. 家族が働いて得た収入	円
4. 1ヵ月当り 労災年金(被遺族を含む) の公的年金	円
その他の公的年金	円
5. 養 老 金	円
6. 生 活 保 護 費	円
7. そ の 他	円

④ ご家族が現在受けている公的年金(老齢年金・母子年金など
も含めて)の総額の1/12の額を記入して下さい

問18 現在の生活状況は 経済

的にどうですか？

1. 非常に困っている
2. 困る時も多少ある
3. まあまあなんとかやっている
4. 多少の余裕がある
5. その他

問19 ご主人が亡くなられた最

時とくらべて、現在の生活の状況は経済的にどうですか？

1. 苦しくなった
2. あまり変わらない
3. なしろ楽になった
4. その他

問20 【問21の答えが「1」の人へ】

お子さんの教育費は1か月平均いくらくらいがかかりますか？

教育費とは 教材・副教材・制服等・PTA会費・国公立小中学校以外に授業料などの諸費です

	国公立学校	私立学校
1. 小学生	円	円
2. 中学生	円	円
3. 高校生	円	円
4. 大学生	円	円

問21 ご主人が亡くなられたことでお困りのことやつらいことがいろいろあると思いますが それは主にどのようなことですか？

ご主人の亡くなられた当時と現在とに分けてそれぞれ主なもの2つに○印をつけて下さい

ご主人の死亡当時	現在
1. 家計のやりくり	1. 家計のやりくり
2. 自分や家族の健康上の問題	2. 自分や家族の健康上の問題
3. 自分や家族の職さがし	3. 自分や家族の職業上の問題
4. 子どもの教育	4. 仕事と家事育児との調和の問題
5. 住宅問題	5. 子どもの教育
6. 労災の手続き的なこと	6. 住宅問題
7. 身近に相談相手がいないこと	7. 身近に相談相手がいないこと
8. お金のことなどで親せきなどの介入	8. 親せき・近隣との関係
9. その他 ()	9. その他 ()

問22 ご主人が亡くなられたことに関して お金の問題

でもめごとなどがありましたか？

1. もめごとがあった
↓
それほどのようなことですか
イ. 慰謝料などの問題で事業所と
ロ. 保険金や遺産をめぐる家族・親せきと
ハ. 労災補償をめぐる国と
ニ. 損害賠償のことで加害者と
2. 特になかった

問23 あなたは 労災災害を防止

止するため どのようなことを思いますか？

1. 事業場の作業環境の整備
2. 職員の安全教育の徹底
3. 過労の防止
4. その他 ()

問24 労災遺族のために 国や

公的機関にしてほしいと思うことがありますか？

主なもの2つまでに○印をつけて下さい

1. 労災年金や葬祭料をふやしてほしい
2. 年金をもらえる資格制限をゆるくしてほしい
3. 労災就学奨励金をふやしてほしい
4. 一時貸付金制度がほしい
5. 遺族のための相談所がほしい
6. 遺族のための安い家賃の住宅がほしい
7. その他 ()

お忙しいところ ご協力どうもありがとうございました

労働者災害補償保険について

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）は、労働者が業務災害をこうむった場合に、その労働者や遺族に補償を行うために政府が取り扱っている保険である。

労災保険で受けられる保険給付には、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、長期傷病補償給付があるが、今回の調査事項と関係のある遺族補償給付、葬祭料並びに労災就学援護費制度等について略記する。なお、労災保険法の一部改正とともに、労災保険特別支給金規定が施行され（ともに昭和49年12月28日施行）、これらの規定が49年11月1日から遡及して適用されることになったが、そのことについても付記する。

1 遺族補償給付

(1) 遺族補償年金

労働者が業務上死亡した場合、その遺族の数に応じて、死亡労働者に係る給付基礎年額（給付基礎日額^{注1}×365）の30%～60%^{注2}が年金として支給される。

注1. 給付基礎日額とは、各保険給付算定の基礎となる額で、原則として労働基準法の平均賃金相当額とされている。平均賃金は、原則として災害が発生した日（賃金締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3カ月間に支払われた賃金（年2回のボーナス等を除く）の総額をその期間の総日数で除した金額である。

注2. 49年11月1日の改正により、遺族補償年金は、給付額が給付基礎年額の35%～67%へと引き上げられ、さらに最先順位の受給権者には100万円の特別支給金が支給されることになった。本調査は49年10月時点について行つたものであるため、年金の給付額は改正前のものである。

(2) 遺族補償年金の前払一時金

労働者の死亡した直後、遺族の一時的出費の必要を考慮して、遺族補償年金には前払一時金制度が設けられている。これは、遺族補償年金の請求と同時に受給権者が請求すれば、給付基礎日額の400日分^注相当額を支給されるものである。この前払一時金が支給されると、遺族補償年金は、年金の毎月分の額の合計が前払一時金の額に達するまでの期間その支給が停止される。

注 49年11月1日の改正にともない、前払一時金の額は給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分のいずれかを受給

権者が選択できることになった。

2 葬 祭 料

葬祭料は、死亡した労働者の葬祭を行うと認められる者に対して、定額^(註)に給付基礎日額の30日分相当額を加えた額が支給される。

(註) 定額は、本調査対象者の死亡時期が昭和47年1月1日から同年3月31日までの場合は6万円、同年4月1日から12月31日までの場合は7万円である。現在は9万円(49年4月1日改正)となつてゐるが、50年4月1日より12万5,000円に改正される予定である。

3 労災保険の給付と他の諸制度との関係

労災保険の保険給付は、労働者が業務上の災害によつて失つた稼得能力の損失をてん補することを目的としている。しかし、労災保険以外の制度による給付にも労災保険の保険給付と目的あるいは効果を同じくするものがあり、これらの給付が労災保険の保険給付と重複して行われることがある。これは、一つの損害に対して二重のてん補が行われることとなり、不合理な場合も少なくないので、同一の損害について労災保険の保険給付と他の制度による保険給付が同時に行われる場合には、両者の支給の調整が行われる。

(1) 損害賠償との関係

業務上の災害が、被災労働者以外の者の不法行為によつて発生したときには、遺族は労災保険の保険給付を請求できるとともに、加害者に対しても民事上の損害賠償の請求ができる。

しかし、労災保険給付と同一の事由により加害者から先に損害賠償を受けた場合には、その損害賠償額の範囲(受給権者の取り分)までは、保険給付を行わないことになつてゐる。ところが、労災保険の遺族補償年金の調整のための支給停止期間は3年を限度とされているので、損害賠償金の額が3年間の遺族補償年金支給合計額を上まわる場合でも3年を経過すれば、必ず労災保険の遺族補償年金の支給が開始される。また一方、労災保険が先に保険給付を行つた場合には、その給付額について、労災保険(政府)は加害者に対し、被害者に代わつて損害賠償の請求をすることになつてゐる。

(2) 自動車損害賠償保障法(自賠法)との関係

本調査で、損害賠償の弁済を受けた対象者は、大半が自動車事故で、自動車損害賠償保障法(自賠法)によるものであるから、とくに自賠法との関係について略記する。

民法の特別法として昭和30年7月29日から施行された自賠法は、一般に自動車による事故から生じた損害賠償を保険の制度によつて一定の限度まで円滑、かつ確実に行おうとするものである。保険金額は、死亡者については、1人当たり500万円である。

注 昭和48年12月1日の改正により現在は1人当たり1,000万円となつた。

死亡の場合に支給される自賠保険の損害賠償金のうち70%が逸失利益、25%が慰料、5%が葬儀費用とみなして、労災保険給付と調整されるが、この場合も調整は同一事由のものについてのみ行われるので、自賠保険の中に含まれている慰料分については調整は行われない。

注 昭和48年11月1日の改正により現在は損害賠償金のうち慰料分が27.5%、葬儀費用2.5%となつている。

(3) 他の社会保険との関係

イ 厚生年金との関係

労働者の老齢、廃疾、死亡等について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を目的とした保険制度である。このうち遺族年金は、被保険者期間が6カ月以上であつた労働者が死亡した場合、遺族に対し基本年金額の $\frac{1}{2}$ 及び子ども数に応じて加算した額が給付される。

労災年金受給者であつて、厚生年金から同一の事由により給付が行われている場合には、厚生年金からの支給額の $\frac{1}{2}$ に相当する額を労災年金額から差し引いて支給することになつている。

注 船員保険の場合も調整額は $\frac{1}{2}$ である。

ロ 国民年金との関係

老齢、廃疾、死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、健全な国民生活の維持・向上を目的とした保険制度である。このうち母子年金は、引き続き1年以上保険料を納めている妻が夫を亡くし、18才未満の子どもと生計をともにしているとき給付される。

労災保険の支給と同一の事由によつて国民年金が支給されている場合は、国民年金の支給額の $\frac{1}{2}$ 相当額が労災年金額から差し引かれる。

4 労災就学援護費

業務上の災害により死亡した者の遺族並びに重度障害を受けた者及びその家族が安心して学業を続けることができるように、労災保険の年金のほか学資の援助を行う労災就学援護費の制度が昭和45年11月1日から設けられた。

この制度は、他の育英制度と異なり支給されるものであるから、返還する必要はない。

(1) 支給対象

遺族補償年金または障害等級第1級～第3級に該当する障害補償年金の受給権者であつて、次の各要件に該当する者に支給される。

- ① 年金の受給権者または被災労働者の子で、学校教育法第1条に定める学校（幼稚園および通信制を除く）に在学していること。

ただし、死亡労働者の子については、その労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持されていた者であること。

- ② 年金の受給権者と生計を同じくしている者であること。

- ③ 年金の給付基礎日額が6,500円以下であること。

- ④ 学費の支弁が困難であると認められること。

(2) 支給額

在学者1人についての月額下表のとおりである。

学校区分	月 額	備 考
小学生	2,000円	盲学校、ろう学校、養護学校の小学部を含む。
中学生	3,000円	盲学校、ろう学校、養護学校の中学部、夜間中学を含む。
高等学校	4,000円	高等専門学校第1学年～第3学年、盲学校、ろう学校、養護学校の高等部、定時制を含む。
大学生	8,500円	高等専門学校第4学年・第5学年、夜間学部、短期大学、大学院を含む。

5 生業援護金の支給

業務上の災害による傷害が治癒した被災労働者またはその遺族が生業のため借り受けた資金に対する利子の一部を補助する制度が設けられている。

(1) 支給対象

労災保険による遺族補償給付、障害補償給付（第1級～第7級）または長期傷病補償給付を受ける者で、適切な計画のもとに事業を営むため、地方公共団体、国民金融公庫等からの資金の貸付けを受けた者に対して支給される。

(2) 支給額

支給額は融資を受けた資金の最初の2年間（無利子である期間を除く）に支払つた利子相当額で、1年につきその資金額の1/20相当額を限度としている。資金の額は最高20万円までであり、したがつて、支給される額は最高2万円までということになる。